

答申第 712 号

平成 31 年 2 月 13 日

地方独立行政法人神奈川県立病院機構
理事長 康 井 制 洋 様

神奈川県情報公開審査会
会長 金子 正史

行政文書一部公開処分に関する審査請求について（答申）

平成 29 年 11 月 9 日付けで諮問された特定事件に関する文書一部非公開の件（その 37）（諮問第 773 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、公開請求の対象となる文書として、平成28年7月27日付け依頼に係る起案文書、同月28日付け通知に係る回覧文書、同日付け通知に係る報告文書、同年8月5日付け通知に係る起案文書、同月12日付け依頼に係る起案文書、同月24日付け通知に係る回覧文書及び同年7月28日から同年9月12日までの取材対応報告書を特定し、別表2に掲げる情報を非公開としたことは妥当であるが、別表3に掲げる情報については公開すべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成28年9月20日付けで、地方独立行政法人神奈川県立病院機構理事長（以下「理事長」という。）に対して、特定事件に関する文書一切について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、理事長は、平成28年10月5日付けで本件請求に対する決定を延長する決定を行った上で、同年11月21日付けで、同年7月27日付け依頼に係る起案文書（以下「甲文書」という。）、同月28日付け通知に係る回覧文書（以下「乙文書」という。）、同日付け通知に係る報告文書（以下「丙文書」という。）、同年8月5日付け通知に係る起案文書（以下「丁文書」という。）、同月12日付け依頼に係る起案文書（以下「戊文書」という。）、同月24日付け通知に係る回覧文書（以下「己文書」という。）及び同年7月28日から同年9月12日までの取材対応報告書（以下「庚文書」という。）（以下「本件行政文書」と総称する。）を対象文書として特定の上、別表1の $\alpha - 1$ 欄、 $\alpha - 2$ 欄及び $\alpha - 3$ 欄並びに β 欄に掲げる情報については個人に関する情報であり、特定の個人が識別できる情報であるとして条例第5条第1号本文を理由に、別表1の γ 欄に掲げる情報については、地方独立行政法人の事務に関する情報であって、公開することにより、その事務事業に支障を及ぼすおそれがあるとして同条第4号柱書を理由に非公開とする一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(3) 審査請求人は、平成29年2月23日付けで、理事長に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消し等を求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が提出した審査請求書及び反論書における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

ア 別表1の $\alpha-1$ 欄に掲げる情報

別表1の $\alpha-1$ 欄に掲げる実施機関の職員の氏名（印影含む。以下同じ。）について、実施機関の職員名簿には当然に記載されているものであるから、これらの情報は、条例第5条第1号ただし書イに該当する。

イ 別表1の $\alpha-2$ 欄に掲げる情報

別表1の $\alpha-2$ 欄に掲げる記者の氏名について、記名記事であれば、記者の氏名が記載された記事が図書館法及び著作権法により公共図書館等で何人も閲覧、複写、コピーの取寄せ等することができるため、条例第5条第1号ただし書アに該当する。また、図書館等が永久的に公表し、公衆が同報道を見聞きすることは、記者も当然に認識していることから、かかる情報は、同号ただし書イに該当する。さらに、報道機関の記者の氏名は、明らかに公的地位又は立場に関する情報そのものであって、特定事件の重大性にかんがみても、公開することが公益上必要というべきであるから、同号ただし書エにも該当する。

ウ 別表1の $\alpha-3$ 欄に掲げる情報

別表1の $\alpha-3$ 欄に掲げる情報のうち、特定法人の職員の名前について、当該職員の氏名は独立行政法人国立印刷局が発行する職員録に掲載されていることから、条例第5条第1号ただし書イに該当する。

(2) 条例第5条第2号該当性について

別表1の β 欄に掲げる実施機関に対し取材を行った記者の社用携帯電話の電話番号及び記者個人に割り当てられた電子メールアドレスについて、一般からの問合せに対する回答のため使用されるか、電話帳に登載されていれば、公開したとしても、取材を行った記者が属する報道機関に不利益

は生じない。よって、これらの情報は条例第5条第2号本文に該当しない。

(3) 条例第5条第4号柱書該当性について

別表1のγ欄に掲げる職員個人用又は業務用電子メールアドレスについて、迷惑メールは、迷惑メールフォルダやウィルス対策ソフトやセキュリティソフトの利用等により十分な対策が講じられているところであり、実施機関の説明は、国民主権、公務員奉仕制を採用する現憲法下では認められない。

(4) 条例第7条該当性について

特定事件の重大性にかんがみれば、別表1に掲げる情報は公開されるべきである。

(5) 本件請求の対象となる文書の特定について

ア 文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法である。加えて、実施機関は、文書の再検索を行っておらず不当である。

イ 実施機関は、特定事件発生前からの文書も確認すべきであり、確認しなかったことは公開請求権の侵害である。

(6) その他

ア 行政文書を管理する室課所の特定について

審査請求人は、本件請求に当たり行政文書を管理する室課所の特定を強いられており、かかる対応は条例第1条等に反するため、取り止めるべきである。

イ 行政文書の写し等の交付方法について

公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきである。

ウ 行政文書の写し等の交付に要する費用について

行政文書の写し等の交付に要する費用の定めは、条例第1条等に反する。

4 実施機関（地方独立行政法人神奈川県立病院機構神奈川県立精神医療セン

ター) の説明要旨

実施機関が作成した弁明書に基づき整理すると、本件処分の理由はおおむね次のとおりである。

(1) 条例第5条第1号該当性について

ア 別表1の $\alpha-1$ 欄に掲げる情報

別表1の $\alpha-1$ 欄に掲げる情報は、実施機関の職員の氏名であるところ、実施機関は、神奈川県における保健医療施策として求められる高度・専門医療等の提供、地域医療の支援等を行うことにより、県内医療水準の向上を図り、もって県民の健康の確保及び増進に寄与することを目的に設立された地方独立行政法人であり、その職員は神奈川県からの派遣職員及び実施機関が独自に採用した職員から構成されるものである。

別表1の $\alpha-1$ 欄に掲げる情報は、個人の氏名であることから、特定の個人を識別できる情報であり、条例第5条第1号本文に該当することは明らかである。

また、これらの情報は、実施機関が独自採用した職員の氏名であるため、神奈川県職員録には登載されておらず、実施機関のホームページ等でも公にされておらず、公開が予定されているものでもないため、同号ただし書イには該当しない。さらに、これらの情報の内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書ア、ウ及びエに該当しないことも明らかである。

イ 別表1の $\alpha-2$ 欄に掲げる情報

別表1の $\alpha-2$ 欄に掲げる情報は、実施機関に対し取材を行った記者の氏名であることから、特定の個人を識別できる情報であり、条例第5条第1号本文に該当することは明らかである。

ウ 別表1の $\alpha-3$ 欄に掲げる情報

別表1の $\alpha-3$ 欄に掲げる情報は、実施機関が取材を受けた際に、記者が言及した特定の個人の名前であるため、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであり、条例第5条第1号本文に該当する。

また、これらの情報の内容及び性質にかんがみれば、これらの情報が同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

(2) 条例第5条第2号該当性について

別表1のβ欄に掲げる情報は、実施機関に対し取材を行った記者に当該記者が属する報道機関から支給されている社用携帯電話の電話番号及び記者個人に割り当てられた電子メールアドレスであり、これらは一般に公開されているものではない。したがって、これらの情報は、公開することにより、迷惑電話、迷惑メール等に利用され、報道機関の事業活動の性質に照らせば、悪意のある第三者に情報を流布される等の危険性もあり、もって、当該報道機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものである。

よって、これらの情報は条例第5条第2号本文に該当する。

また、これらの情報の内容及び性質にかんがみれば、これを公開したとしても、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護することにつながることは認められないため、同号ただし書にも該当しない。

(3) 条例第5条第4号柱書該当性について

別表1のγ欄に掲げる情報は、実施機関の職員に割り当てられた個人用電子メールアドレスであり、公開することにより、悪意のある第三者からのウィルス付きメールを送りつけられること等により、実施機関におけるネットワークシステムに深刻な被害をもたらされる危険性を高め、実際に被害が生じた場合には、職務上甚大な支障が生じるばかりか、影響が外部に及べば、その信頼を著しく失墜させるおそれがあるものである。また、業者によるダイレクトメールやウィルスメールなどの到達のおそれが増大するなど、当該職員の業務及び所属業務の適正な遂行に著しい支障が生じるおそれもある。

よって、これらの情報は条例第5条第4号柱書に該当する。

(4) 条例第7条該当性について

別表1に掲げる情報の内容にかんがみれば、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体などの保護の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは困難である。

よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり同条の規定に基づく裁量的公開を行うべきものではない。

(5) 本件請求の対象となる文書の特定について

実施機関が、本件請求の対象となる行政文書として、本件行政文書を特定したことについては、次のとおりその特定に遺漏はない。

実施機関は、前記(1)ア前段に記載された目的のため設立された地方独立行政法人であり、神奈川県から独立した医療機関であるところ、甲文書、乙文書及び丁文書を管理していたのは、実施機関が施設管理業務の一環として、関係所属から施設の安全確保に関する通知を受け、その内容を周知したためであり、丙文書を管理していたのは施設管理業務一般にかかわる特定事項の通知があったためである。また、戊文書及び己文書を管理していたのは、高度・専門医療等の提供、地域医療の支援等の一環として、神奈川県からの医療者派遣協力依頼を受け、その依頼に対し回答を行ったためである。さらに、庚文書を管理していたのは、関係所属から取材を受けた際に所定の様式により報告を行うようにとの指示を受け、当該指示に基づき、実施機関において受けた取材内容を報告したためである。

実施機関は、これらの業務を除き、特定事件に係る業務を直接的に所管しているものではない。

加えて、特定事件発生前の特定事象について、実施機関は何ら関係がないため、これに関連する行政文書も存在しない。

よって、実施機関は、本件行政文書以外に、本件請求の対象となる行政文書は管理していない。

なお、本件請求の対象となる行政文書を検索するに当たり、特定事件発生以降に作成又は取得した行政文書について、対象となり得るか否か、確認を行ったことは言うまでもない。

また、他に解釈上不存在とした文書も存在しない。

(6) その他

ア 行政文書を管理する室課所の特定について

行政文書を管理する室課所の特定を強いられた旨の審査請求人の主張は、事実でない。

また、かかる審査請求人の主張により、本件処分の適法性や正当性が左右されることもないため、審査請求の理由となることはない。

イ 行政文書の写し等の交付方法及び交付に要する費用について

審査請求人は、公開請求の対象となった行政文書が、紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際には、CD-Rに記録したものを交付すべきであること、また、条例第15条の規定に基づき定められた行政文書の写し等の交付に要する費用が条例第1条等に反する旨主張するが、これらの主張は本件処分の適法性を左右するものではない。

したがって、これらの点が審査請求の理由となることはない。

5 審査会の判断理由

(1) 本件行政文書について

当審査会が確認したところ、本件行政文書のうち、甲文書、乙文書及び丁文書は実施機関が施設管理業務の一環として施設の安全確保に関する通知等を受け、その内容の周知を図る目的で作成されたため、丙文書は実施機関が施設管理者として特定事項の実施について通知を受けたため、戊文書及び己文書は神奈川県からの医療者派遣協力依頼に回答したため、庚文書は実施機関が受けた取材内容の報告を行うことを目的に作成されたため、実施機関において管理されていたものと認められる。

(2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

もっとも、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまで、すなわち「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」（同号ただし書ア）、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（同号ただし書イ）、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」（同号ただし書ウ）、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」（同号ただし書エ）に該当する情報につい

ては公開すべき旨を規定している。

そこで、別表1の $\alpha - 1$ 欄、 $\alpha - 2$ 欄及び $\alpha - 3$ 欄に掲げる情報の同号該当性について、以下、検討する。

ア 別表1の $\alpha - 1$ 欄に掲げる情報

(ア) 別表1の $\alpha - 1$ 欄に掲げる情報は、実施機関の職員の氏名であることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであり、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

(イ) もっとも、当審査会が確認したところ、これらの情報のうち、別表3の $\alpha - 1$ 欄に掲げるものは、実施機関に派遣された神奈川県職員に係るものであって、当該職員については、神奈川県職員録に登載されていることが認められる。そして、これらの者が公務の一環として実施機関に派遣されたのが明らかであることに照らせば、別表3の $\alpha - 1$ 欄に掲げる情報は、公開することが予定されている情報であると認められる。

よって、別表3の $\alpha - 1$ 欄に掲げる情報は同号ただし書イに該当すると判断する。

(ウ) 他方、別表1の $\alpha - 1$ 欄に掲げる情報のうち、別表2の $\alpha - 1$ 欄に掲げるものは、実施機関が説明するとおり、実施機関が独自採用した職員の氏名である。

この点について、審査請求人は、前記3(1)アのとおり、これらの情報が実施機関の職員名簿に記載されている以上、条例第5条第1号ただし書イに該当する旨主張するが、当審査会が確認したところ、職員録等により、これらの情報が公にされているといった事実もなく、公にすることが予定されているといったことも認められない。したがって、これらの情報は同号ただし書イには該当しないと解される。

また、これらの情報の内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書ア、ウ及びエに該当しないことは明らかである。

よって、これらの情報は同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

イ 別表1のα-2欄に掲げる情報

別表1のα-2欄に掲げる情報は、実施機関に対し取材を行った記者の氏名であり、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであるため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

また、これらの情報の内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

なお、この点について、審査請求人は、前記3(1)イのとおり、記名記事であれば記者名は図書館等での記事の配架を含め、公になるとして同号ただし書ア及びイに該当する旨主張するが、本件において非公開とされた記者の名前は記名記事上のものではなく、実施機関が作成した取材報告書上のものであるため、審査請求人のかかる主張を採用する余地はなく、その余の主張についても、同人の独自の見解を述べているに過ぎず、採用することはできない。

ウ 別表1のα-3欄に掲げる情報

別表1のα-3欄に掲げる情報は、実施機関が作成した取材報告書である庚文書上のものであって、記者が取材の過程において言及した特定の個人の名前であるため、特定の個人を識別できる情報であることは明らかであり、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

この点について、審査請求人は、前記3(1)ウのとおり、これらの者の名前のうち、特定法人の職員のものについては、当該職員の氏名が独立行政法人国立印刷局が発行する職員録に登載されているとして同号ただし書イに該当する旨主張するが、当審査会が確認したところ、庚文書に記載された当該職員の名前は、実施機関に対し取材を行った記者が、当該職員の発言内容を引用しているものであって、当該職員が公務の遂行の一環として当該発言を行った可能性はあるものの、それを裏付ける事実を確認することはできなかったことから、同号ただし書イには該当しないと判断する。

また、これらの情報の内容及び性質にかんがみれば、同号ただし書ア、ウ及びエに該当しないことは明らかである。

よって、これらの情報は同号ただし書アからエまでのいずれにも該当

しないと判断する。

(3) 条例第5条第2号該当性について

ア 条例第5条第2号本文該当性

条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができると規定している。

これを本件について見ると、別表1のβ欄に掲げる情報は、実施機関に対し取材を行った記者に当該記者が属する報道機関から支給されている社用携帯電話の電話番号及び記者個人に割り当てられた電子メールアドレスであつて、一般に公にされているものではないと認められる。したがって、これらの情報を公開すると、当該報道機関に対し、その業務とは関係のない迷惑メール又は迷惑電話がなされ、その正当な利益を害するおそれがあると認められる。

よって、これらの情報は同号本文に該当すると判断する。

なお、この点について、審査請求人は、前記3(2)のとおり、これらの情報が既に公にされていれば同号本文には該当しない旨主張するが、仮定的な主張に過ぎない上、当審査会においてもそのような事実は認められなかったことから、かかる主張を採用することはできない。

イ 条例第5条第2号ただし書該当性

もつとも、条例第5条第2号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」は公開すると規定している。

同号ただし書は、人の生命、身体等への危害等が現に生じ又は将来発生することが予想される状態が存在している場合であつて、当該情報を公開することにより保護される人の生命、身体等の利益と、これを公開しないことにより保護される法人等の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護する必要性が、後者のそれを上回るときには、当該情報を公開することとしているものと解される。

そこで、本件についてこれを見ると、別表1のβ欄に掲げる情報は、

前記アのとおり、携帯電話番号又は電子メールアドレスであって、これらを公開することで、人の生命、身体等の利益の保護につながると認められることは、極めて困難であると言わざるを得ない。

よって、これらの情報は同号ただし書には該当しないと判断する。

(4) 条例第5条第4号柱書該当性について

条例第5条第4号柱書は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとしている。

そして、同号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす具体的事由を示したものであり、これらに該当する情報のほか「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」も同号柱書により非公開とされ、かかる情報には同号アからオまでの各規定に掲げられた情報に類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

そこで、別表1のγ欄に掲げる情報の同号柱書該当性について、以下、検討する。

別表1のγ欄に掲げる情報は、実施機関において、その職員に割り当てた個人用電子メールアドレス又は業務用電子メールアドレスであり、当審査会が確認したところ、これらのメールアドレスは一般に公にされているものではなく、公開することにより、これらのメールアドレスを利用しての事務とは無関係の問合せや営利目的のダイレクトメール等が送付され、同事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、同号柱書に該当すると判断する。

なお、この点について、審査請求人は、前記3(3)のとおり、迷惑メールはウィルス対策ソフトの利用等により十分な対策が講じられており、国民主権、公務員奉仕制を採用する現憲法下では、実施機関の説明は認められない旨等主張するが、ウィルス対策ソフトの利用等によっても迷惑メールの送信自体を止めることはできず、事務の遂行に支障を生

じるおそれを取り除くことはできないため、かかる主張は採用することができない。

(5) 条例第7条該当性について

条例第7条は、「公益上特に必要があると認めるとき」は、非公開情報を「公開することができる」と規定しているところ、審査請求人は、同条による裁量的公開を求めているため、以下、検討する。

ア 条例第7条は、条例第5条各号に規定する非公開情報であっても、「公益上特に必要があると認めるとき」に、当該非公開情報の裁量的公開を認める規定であることにかんがみると、ここにいう「公益上」とは、同条第1号、第2号及び第5号のただし書の規定による非公開情報の公開に必要とされる、個人の生命、身体の安全等を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益が存在することを意味し、「特に必要があると認められるとき」とは、かかる公共的な利益が、公開しないことにより守られるべき法益を特に上回る場合を意味すると解される。

イ これを本件について見ると、別表に掲げる情報は、実施機関の職員及び記者の氏名並びに電子メールアドレスであって、これらの情報を公開したとしても、個人の生命、身体の安全の保護等の利益を超えた、さらに広範な社会的、公共的な利益を保護することにつながると認めることは、極めて困難であると言わざるを得ない。

よって、これらの情報は、条例第7条の適用の基礎を欠くものであり、実施機関が同条の規定に基づく裁量的公開をしなかったことは妥当であると判断する。

(6) 本件請求の対象となる文書の特定について

審査請求人は、文書の検索が不十分であるか、又は、条例の適用除外若しくは解釈上、行政文書に該当しないと判断したことは違法であり、実施機関が文書の再検索を行っておらず不当である旨主張しているが、いかなる根拠をもってかかる主張をしているかが明らかにされていない。

他方、実施機関が、本件行政文書を本件請求の対象となる文書として特定したことは、その所掌事務に照らし適切であり、当審査会が確認したところ、他に本件請求の対象となる文書も認められないため、本件行政文書

以外に本件請求の対象となる文書はなく、文書の特定に不備はないとする実施機関の説明は、特段不自然・不合理なものとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

また、審査請求人は、実施機関が特定事件発生前の文書を確認すべき旨主張するが、当審査会が確認したところ、特定事件発生前に実施機関は当該特定事件に関する情報を取得していないことが認められ、また、その余の主張についても前記判断を左右するものではないため、採用することはできない。

(7) その他

審査請求人は、本件請求に際して行政文書を管理する室課所の特定を取り止めるべきこと、公開請求の対象となった行政文書が紙媒体を原本とする場合であっても、その写しを交付する際にはCD-Rに記録したものを交付すべきこと、また、行政文書の写し等の交付に要する費用の定めが、条例第1条等に反する旨主張しているため、以下、この点について検討する。

神奈川県情報公開審査会規則第2条は、当審査会の所掌事項を「条例第10条第1項に規定する諾否決定若しくは条例第5条に規定する公開請求に係る不作為に係る審査請求又は条例第26条第5項の規定による助言の求めにつき実施機関の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告する。」としており、これは、当審査会が、公開請求の対象となった行政文書に含まれる情報の条例第5条各号に規定する非公開事由該当性、公開請求の対象となった行政文書の条例第3条第1項に規定する行政文書該当性やその存否等を調査審議することを定めた規定であると解される。

これを踏まえると、審査請求人の行政文書を管理する室課所の特定に係る主張については、実施機関の説明と相違があり、何れが事実であるのかは格別、仮に審査請求人の主張が事実に基づくものであったとしても、それにより本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められ、また、その余の主張についても本件処分の適法性に影響を与えるものではないと認められるため、当審査会は、いずれの主張についても調査審議する立場にない。

6 付言

審査請求人は、本件処分における理由付記に不備がある旨を主張しているため、以下、この点について付言する。

条例第10条第3項では、「公開請求に係る行政文書の全部又は一部の公開を拒むときは、その理由を併せて通知しなければならない」旨規定しているが、これは、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保し、その恣意を抑制するとともに、非公開の理由を請求者に知らせることによって、請求者の審査請求に便宜を与える趣旨である。

なお、かかる理由付記制度の趣旨にかんがみ、公開請求に対する諾否決定に当たり付記すべき理由については、最高裁判所平成4年12月10日第一小法廷判決（平成4年（行ツ）第48号）が「開示請求者において、本条例9条各号所定の非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合は別として、本条例7条4項の要求する理由付記としては十分でないといわなければならない」と判断したことも踏まえなければならない。

よって、今後、実施機関は、全部又は一部の公開を拒む内容の諾否決定を行うに際しては、いかなる根拠によりその判断に至ったのかが分かるよう、具体的な理由付記に努めるべきである。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1

原処分における非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項	
γ	甲文書	メール	職員個人用電子メールアドレス ○ 左記文書中、2行目 11 文字目から 39 文字目まで、4行目 12 文字目から 41 文字目まで、5行目 2 文字目から 29 文字目まで、同行目 46 文字目から 6 行目 6 文字目まで、20 文字目から 50 文字目まで、7行目 3 文字目から 30 文字目まで、43 文字目から 68 文字目まで、8行目 11 文字目から 36 文字目まで、9行目 2 文字目から 29 文字目まで、44 文字目から 68 文字目まで、10 行目 10 文字目から 39 文字目まで	第 5 条第 4 号 柱書
α 1		平成 28 年 7 月 28 日 付け通知文	実施機関の職員の印影 ○ 左記文書上部における副看護局長（2 名分）の印影	第 5 条第 1 号 (個人識別情報)
γ	乙文書	メール	職員個人用電子メールアドレス ○ 左記文書中、2行目 11 文字目から 39 文字目まで、4行目 12 文字目から 41 文字目まで、5行目 2 文字目から 29 文字目まで、同行目 46 文字目から 6 行目 6 文字目まで、20 文字目から 50 文字目まで、7行目 3 文字目から 30 文字目まで、43 文字目から 68 文字目まで、8行目 11 文字目から 36 文字目まで、9行目 2 文字目から 29 文字目まで、44 文字目から 68 文字目まで、10 行目 10 文字目から 39 文字目まで	第 5 条第 4 号 柱書

別表 1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項	
α 1	丙文書	メール	<p>実施機関の職員の氏名</p> <p>○ 左記文書中、2行目6文字目から9文字目まで、4行目52文字目から53文字目まで、5行目43文字目から44文字目まで、6行目18文字目から19文字目まで、7行目7文字目から8文字目まで、16行目11文字目から12文字目まで</p>	第5条第1号 (個人識別情報)
		メール	<p>職員個人用又は業務用電子メールアドレス</p> <p>○ 左記文書中、2行目11文字目から38文字目まで、4行目12文字目から37文字目まで、5行目2文字目から29文字目まで、同行目47文字目から6行目6文字目まで、22文字目から51文字目まで、7行目11文字目から37文字目まで、8行目17文字目から42文字目まで、9行目7文字目から32文字目まで、10行目2文字目から29文字目まで、同行目45文字目から11行目6文字目まで、28文字目から57文字目まで</p>	第5条第4号 柱書
α 1	丁文書	平成28年8月4日付け依頼文	<p>実施機関の職員の名前</p> <p>○ 問合せ欄のうち、2行目11文字目から12文字目まで</p>	第5条第1号 (個人識別情報)
	戊文書	依頼文	<p>実施機関の職員の印影等</p> <p>○ 左記文書上部における心理科長(1名分)、課員(2名分)、主任(1名分)の印影、課員(2名分)の直上の手書記載事項</p>	第5条第1号 (個人識別情報)
		支援スケジュール	<p>実施機関の職員の名前</p> <p>○ 左記文書表中、第4欄第5項、同欄第8項から同欄第9項まで、同欄第11項から同欄第12項まで</p>	

別表 1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項	
α 1	己文書	平成 28 年 8 月 24 日 付 け通知文	実施機関の職員の印影 ○ 左記文書上部における副看護 局長（2名分）の印影	第 5 条 第 1 号 (個人識別情報)
		平成 28 年 7 月 26 日 付 け通知文	実施機関の職員の印影 ○ 左記文書上部における取扱い 者（1名分）の印影	
			実施機関の職員の名前 ○ 左記文書中、問合せ欄のう ち、3行目7文字目から8文字 目まで	
γ	メール	職員個人用電子メールアドレス ○ 左記文書中、2行目11文字 目から39文字目まで、4行目 12文字目から41文字目まで、 5行目2文字目から29文字目 まで、同行目46文字目から6 行目6文字目まで、20文字目か ら50文字目まで、7行目3文 字目から30文字目まで、43文 字目から68文字目まで、8行 目11文字目から36文字目ま で、9行目2文字目から29文 字目まで、44文字目から68文 字目まで、10行目10文字目か ら39文字目まで、11行目15文 字目から44文字目まで	第 5 条 第 4 号 柱書	

別表 1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧			
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項
α 1	平成 28 年 7 月 28 日 付 け取材対 応報告書 (事前) (メディア N分)	実施機関の職員の印影 ○ 左記文書上部における課員 (1名分)、主任(1名分)の 印影	第 5 条 第 1 号 (個人識別情報)
		実施機関の職員の氏名 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 1 項 のうち、18 文字目から 21 文字 目まで	
記者の氏名 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 6 項 のうち、1 行目 14 文字目から 17 文字目まで		第 5 条 第 2 号	
記者の社用携帯電話番号 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 6 項 のうち、2 行目			
α 3	庚文書	記者が言及した特定の個人の名前 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 7 項 のうち、6 行目 8 文字目から 11 文字目まで	第 5 条 第 1 号 (個人識別情報)
α 1		実施機関の職員の印影 ○ 左記文書上部における課員 (1名分)、主任(1名分)の 印影	
	α 2	平成 28 年 7 月 29 日 付 け取材対 応報告書 (事後)	実施機関の職員の氏名 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 1 項 から第 4 欄第 1 項を 1 つとする 項目のうち、18 文字目から 21 文字目まで
記者の氏名 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 3 項 から第 4 欄第 3 項を 1 つとする 項目のうち、18 文字目から 21 文字目まで			

別表 1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧			
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項
α 1	平成 28 年 8 月 1 日付け取 材対応報 告書（事 前）	実施機関の職員の印影 ○ 左記文書上部における課員（1名分）、主任（1名分）の印影	第 5 条 第 1 号 （個人識別情報）
		実施機関の職員の氏名 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 1 項のうち、18 文字目から 21 文字目まで	
		記者の氏名 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 6 項のうち、1 行目 5 文字目から 8 文字目まで、3 行目	
		記者の社用携帯電話番号 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 6 項のうち、1 行目 10 文字目から 22 文字目まで	
β		記者の社用携帯電話番号 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 6 項のうち、1 行目 10 文字目から 22 文字目まで	第 5 条 第 2 号
α 3	庚文書 < 続き >	記者が言及した特定の個人の名前 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 7 項のうち、2 行目 17 文字目から 20 文字目まで	
α 1	平成 28 年 8 月 3 日付け取 材対応報 告書（事 後）（メ ディア A 分）	実施機関の職員の印影 ○ 左記文書上部における課員（1名分）、主任（1名分）の印影	第 5 条 第 1 号 （個人識別情報）
		実施機関の職員の氏名 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 1 項から第 4 欄第 1 項を 1 つとする項目のうち、18 文字目から 21 文字目まで	
α 2		記者の氏名 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 3 項から第 4 欄第 3 項を 1 つとする項目のうち、14 文字目から 18 文字目まで	

別表1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧			
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項
α 1	平成 28 年 7 月 28 日 付 け取材対 応報告書 (事前) (メデイ アK分)	実施機関の職員の印影 ○ 左記文書上部における主任 (1名分)の印影	第5条第1号 (個人識別情報)
		実施機関の職員の氏名 ○ 左記文書表中、第2欄第1項 のうち、18文字目から21文字目 まで	
α 2	記者の名前等 ○ 左記文書表中、第2欄第6項 のうち、14文字目から20文字目 まで、同欄第7項のうち、9行 目2文字目から5文字目まで ※ 手書記載事項は行数として数 えない。		
庚文書 < 続き >	平成 28 年 8 月 2 日 付 け 取 材 対 応 報 告 書 (事 前)	実施機関の職員の印影 ○ 左記文書上部における課員 (1名分)、主任(1名分)の 印影	
		実施機関の職員の氏名 ○ 左記文書表中、第2欄第1項 のうち、18文字目から21文字目 まで	
		記者の名前 ○ 左記文書表中、第2欄第6項 のうち、1行目5文字目から7 文字目まで	
		記者の社用携帯電話番号 ○ 左記文書表中、第2欄第6項 のうち、3行目2文字目から14 文字目まで	第5条第2号

別表 1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧			
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項
α 1	平成 28 年 8 月 3 日付け取 材対応報 告書（事 後）（メ ディア K 分）	実施機関の職員の印影 ○ 左記文書上部における課員 （1 名分）、主任（1 名分）の 印影	第 5 条第 1 号 （個人識別情報）
		実施機関の職員の氏名 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 1 項 から第 4 欄第 1 項を 1 つとする 項目のうち、18 文字目から 21 文字目まで	
記者の氏名 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 3 項 から第 4 欄第 3 項を 1 つとする 項目のうち、14 文字目から 17 文字目まで			
α 2	平成 28 年 8 月 19 日付 け取材対 応報告書 （事後）	実施機関の職員の印影 ○ 左記文書上部における課員 （1 名分）、主任（1 名分）の 印影	
		実施機関の職員の氏名 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 1 項 から第 4 欄第 1 項を 1 つとする 項目のうち、18 文字目から 21 文字目まで	
α 1	平成 28 年 7 月 29 日付 け取材対 応報告書 （事前）	実施機関の職員の印影 ○ 左記文書上部における課員 （1 名分）、主任（1 名分）の 印影	
		実施機関の職員の氏名 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 1 項 のうち、18 文字目から 21 文字 目まで	
α 2		記者の氏名 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 6 項 のうち、15 文字目から 18 文字 目まで	

別表 1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧			
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項
α 1	平成 28 年 8 月 26 日 付 け取材対 応報告書 (事後)	実施機関の職員の印影 ○ 左記文書上部における課員 (1名分)、主任(1名分)の 印影	第 5 条 第 1 号 (個人識別情報)
		実施機関の職員の氏名 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 1 項 から第 4 欄第 1 項を 1 つとする 項目のうち、18 文字目から 21 文 字目まで	
α 2	記者の氏名 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 3 項 から第 4 欄第 3 項を 1 つとする 項目のうち、15 文字目から 18 文 字目まで		
庚文書 < 続き >	平成 28 年 8 月 2 日 付 け 取 材 対 応 報 告 書 (事 前)	実施機関の職員の印影 ○ 左記文書上部における課員 (1名分)、主任(1名分)の 印影	
		実施機関の職員の氏名 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 1 項 のうち、18 文字目から 21 文字目 まで	
	記者の氏名 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 6 項 のうち、1 行目 5 文字目から 8 文字目まで		
	β	記者の社用電話番号、個人用電子 メールアドレス ○ 左記文書表中、第 2 欄第 6 項 のうち、1 行目 10 文字目から 21 文字目まで、3 行目	第 5 条 第 2 号

別表 1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧			
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項
α 1	平成 28 年 8 月 5 日付け取材対応報告書（事後）	実施機関の職員の印影 ○ 左記文書上部における課員（1名分）、主任（1名分）の印影	第 5 条第 1 号 （個人識別情報）
		実施機関の職員の氏名 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 1 項から第 4 欄第 1 項を 1 つとする項目のうち、18 文字目から 21 文字目まで	
α 2	庚文書 < 続き >	記者の氏名 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 3 項から第 4 欄第 3 項を 1 つとする項目のうち、18 文字目から 21 文字目まで	
α 1		平成 28 年 9 月 12 日付け取材対応報告書（事後）	
α 1	平成 28 年 9 月 12 日付け取材対応報告書（事後）	実施機関の職員の印影 ○ 左記文書上部における主任（1名分）の印影	第 5 条第 1 号 （個人識別情報）
		実施機関の職員の氏名 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 1 項から第 4 欄第 1 項を 1 つとする項目のうち、18 文字目から 21 文字目まで	
α 2	平成 28 年 9 月 12 日付け取材対応報告書（事後）	記者の氏名 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 3 項から第 4 欄第 3 項を 1 つとする項目のうち、18 文字目から 21 文字目まで	
α 2		記者の氏名 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 3 項から第 4 欄第 3 項を 1 つとする項目のうち、18 文字目から 21 文字目まで	

別表 1 < 続き >

原処分における非公開情報一覧			
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項
α 1	平成 28 年 8 月 15 日 付 け取材対 応報告書 (事前)	実施機関の職員の印影 ○ 左記文書上部における課員 (1名分)、主任(1名分)の 印影	第 5 条 第 1 号 (個人識別情報)
		実施機関の職員の氏名 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 1 項 のうち、18 文字目から 21 文字 目まで	
		記者の氏名 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 6 項 のうち、1 行目 5 文字目から 8 文字目まで	
β	庚文書 < 続き >	記者の社用携帯電話番号 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 6 項 のうち、3 行目	第 5 条 第 2 号
α 1		平成 28 年 8 月 22 日 付 け取材対 応報告書 (事後)	実施機関の職員の印影 ○ 左記文書上部における課員 (1名分)、主任(1名分)の 印影
α 2	実施機関の職員の氏名 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 1 項 から第 4 欄第 1 項を 1 つとする 項目のうち、18 文字目から 21 文字目まで		
	記者の氏名 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 3 項 から第 4 欄第 3 項を 1 つとする 項目のうち、17 文字目から 20 文字目まで		

別表 2

原処分妥当非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項	
γ	甲文書	メール	職員個人用電子メールアドレス ○ 左記文書中、2行目 11 文字目から 39 文字目まで、4行目 12 文字目から 41 文字目まで、5行目 2 文字目から 29 文字目まで、同行目 46 文字目から 6 行目 6 文字目まで、20文字目から 50 文字目まで、7行目 3 文字目から 30 文字目まで、43 文字目から 68 文字目まで、8行目 11 文字目から 36 文字目まで、9行目 2 文字目から 29 文字目まで、44 文字目から 68 文字目まで、10 行目 10 文字目から 39 文字目まで	第 5 条第 4 号 柱書
γ	乙文書	メール	職員個人用電子メールアドレス ○ 左記文書中、2行目 11 文字目から 39 文字目まで、4行目 12 文字目から 41 文字目まで、5行目 2 文字目から 29 文字目まで、同行目 46 文字目から 6 行目 6 文字目まで、20文字目から 50 文字目まで、7行目 3 文字目から 30 文字目まで、43 文字目から 68 文字目まで、8行目 11 文字目から 36 文字目まで、9行目 2 文字目から 29 文字目まで、44 文字目から 68 文字目まで、10 行目 10 文字目から 39 文字目まで	第 5 条第 4 号 柱書
α 1	丙文書	メール	実施機関の職員の氏名 ○ 左記文書中、2行目 6 文字目から 9 文字目まで、4行目 52 文字目から 53 文字目まで、5 行目 43 文字目から 44 文字目まで、6 行目 18 文字目から 19 文字目まで、7 行目 7 文字目から 8 文字目まで、16 行目 11 文字目から 12 文字目まで	第 5 条第 1 号 (個人識別情報)

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項	
γ	丙文書 < 続き >	メール < 続き >	職員個人用又は業務用電子メールアドレス ○ 左記文書中、2行目 11 文字目から 38 文字目まで、4行目 12 文字目から 37 文字目まで、5行目 2 文字目から 29 文字目まで、同行目 47 文字目から 6 行目 6 文字目まで、22 文字目から 51 文字目まで、7行目 11 文字目から 37 文字目まで、8行目 17 文字目から 42 文字目まで、9行目 7 文字目から 32 文字目まで、10行目 2 文字目から 29 文字目まで、同行目 45 文字目から 11 行目 6 文字目まで、28 文字目から 57 文字目まで	第 5 条第 4 号 柱書
α 1	丁文書	平成 28 年 8 月 4 日付け依頼文	実施機関の職員の名前 ○ 問合せ欄のうち、2行目 11 文字目から 12 文字目まで	第 5 条第 1 号 (個人識別情報)
	戊文書	依頼文	実施機関の職員の印影等 ○ 左記文書上部における心理科長 (1 名分)、課員 (2 名分)、主任 (1 名分) の印影、課員 (2 名分) の直上の手書記載事項	第 5 条第 1 号 (個人識別情報)
		支援スケジュール	実施機関の職員の名前 ○ 左記文書表中、第 4 欄第 5 項、同欄第 8 項から同欄第 9 項まで、同欄第 11 項から同欄第 12 項まで	
α 1	己文書	平成 28 年 7 月 26 日付け通知文	実施機関の職員の印影 ○ 左記文書上部における取扱い者 (1 名分) の印影	第 5 条第 1 号 (個人識別情報)
実施機関の職員の名前 ○ 左記文書中、問合せ欄のうち、3行目 7 文字目から 8 文字目まで				

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項	
γ	己文書 < 続き >	メール	職員個人用電子メールアドレス ○ 左記文書中、2行目 11 文字目から 39 文字目まで、4行目 12 文字目から 41 文字目まで、5行目 2 文字目から 29 文字目まで、同行目 46 文字目から 6 行目 6 文字目まで、20 文字目から 50 文字目まで、7行目 3 文字目から 30 文字目まで、43 文字目から 68 文字目まで、8行目 11 文字目から 36 文字目まで、9行目 2 文字目から 29 文字目まで、44 文字目から 68 文字目まで、10 行目 10 文字目から 39 文字目まで、11 行目 15 文字目から 44 文字目まで	第 5 条第 4 号 柱書
α 1	庚文書 平成 28 年 7 月 28 日付 け取材対 応報告書 (事前) (メデイ アN分)	実施機関の職員の印影 ○ 左記文書上部における課員 (1 名分)、主任 (1 名分) の印影	第 5 条第 1 号 (個人識別情報)	
α 2		実施機関の職員の氏名 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 1 項のうち、18 文字目から 21 文字目まで		
β		記者の氏名 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 6 項のうち、1 行目 14 文字目から 17 文字目まで	第 5 条第 2 号	
α 3		記者の社用携帯電話番号 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 6 項のうち、2 行目	第 5 条第 2 号	
		記者が言及した特定の個人の名前 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 7 項のうち、6 行目 8 文字目から 11 文字目まで	第 5 条第 1 号 (個人識別情報)	

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧			
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項
α 1	平成 28 年 7 月 29 日 付 け取材対 応報告書 (事後)	実施機関の職員の印影 ○ 左記文書上部における課員 (1名分)、主任(1名分)の 印影	第 5 条 第 1 号 (個人識別情報)
		実施機関の職員の氏名 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 1 項 から第 4 欄第 1 項を 1 つとする 項目のうち、18 文字目から 21 文字目まで	
記者の氏名 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 3 項 から第 4 欄第 3 項を 1 つとする 項目のうち、18 文字目から 21 文字目まで			
α 1	庚文書 < 続き > 平成 28 年 8 月 1 日 付 け 取 材 対 応 報 告 書 (事 前)	実施機関の職員の印影 ○ 左記文書上部における課員 (1名分)、主任(1名分)の 印影	
		実施機関の職員の氏名 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 1 項 のうち、18 文字目から 21 文字 目まで	
記者の氏名 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 6 項 のうち、1 行目 5 文字目から 8 文字目まで、3 行目			
α 2		記者の社用携帯電話番号 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 6 項 のうち、1 行目 10 文字目から 22 文字目まで	第 5 条 第 2 号
		記者が言及した特定の個人の名前 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 7 項 のうち、2 行目 17 文字目から 20 文字目まで	第 5 条 第 1 号 (個人識別情報)
β			
α 3			

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧			
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項
α 1	平成 28 年 8 月 3 日付け取 材対応報 告書（事 後）（メ ディア A 分）	実施機関の職員の印影 ○ 左記文書上部における課員 （1 名分）、主任（1 名分）の 印影	第 5 条第 1 号 （個人識別情報）
		実施機関の職員の氏名 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 1 項 から第 4 欄第 1 項を 1 つとする 項目のうち、18 文字目から 21 文 字目まで	
		記者の氏名 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 3 項 から第 4 欄第 3 項を 1 つとする 項目のうち、14 文字目から 18 文 字目まで	
α 2	庚文書 < 続き >	実施機関の職員の印影 ○ 左記文書上部における主任 （1 名分）の印影	
		実施機関の職員の氏名 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 1 項 のうち、18 文字目から 21 文字目 まで	
		記者の名前等 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 6 項 のうち、14 文字目から 20 文字目 まで、同欄第 7 項のうち、9 行 目 2 文字目から 5 文字目まで ※ 手書記載事項は行数として数 えない。	

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧			
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項
α 1	平成 28 年 8 月 2 日付け取 材対応報 告書（事 前）	実施機関の職員の印影 ○ 左記文書上部における課員 （1名分）、主任（1名分）の 印影	第 5 条 第 1 号 （個人識別情報）
		実施機関の職員の氏名 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 1 項 のうち、18 文字目から 21 文字目 まで	
		記者の名前 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 6 項 のうち、1 行目 5 文字目から 7 文字目まで	
α 1	庚文書 < 続き >	記者の社用携帯電話番号 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 6 項 のうち、3 行目 2 文字目から 14 文字目まで	第 5 条 第 2 号
β		実施機関の職員の印影 ○ 左記文書上部における課員 （1名分）、主任（1名分）の 印影	第 5 条 第 1 号 （個人識別情報）
α 1		実施機関の職員の氏名 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 1 項 から第 4 欄第 1 項を 1 つとする 項目のうち、18 文字目から 21 文字目まで	
	記者の氏名 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 3 項 から第 4 欄第 3 項を 1 つとする 項目のうち、14 文字目から 17 文字目まで		
α 2	平成 28 年 8 月 3 日付け取 材対応報 告書（事 後）（メ ディア K 分）	実施機関の職員の印影 ○ 左記文書上部における課員 （1名分）、主任（1名分）の 印影	第 5 条 第 1 号 （個人識別情報）
α 1		実施機関の職員の氏名 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 1 項 から第 4 欄第 1 項を 1 つとする 項目のうち、18 文字目から 21 文字目まで	
α 1	平成 28 年 8 月 19 日付 け取材対 応報告書 （事後）	実施機関の職員の印影 ○ 左記文書上部における課員 （1名分）、主任（1名分）の 印影	第 5 条 第 1 号 （個人識別情報）
		実施機関の職員の氏名 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 1 項 から第 4 欄第 1 項を 1 つとする 項目のうち、18 文字目から 21 文字目まで	

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧			
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項
α 1	平成 28 年 7 月 29 日付 け取材対 応報告書 (事前)	実施機関の職員の印影 ○ 左記文書上部における課員 (1名分)、主任(1名分)の 印影	第 5 条 第 1 号 (個人識別情報)
		実施機関の職員の氏名 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 1 項 のうち、18 文字目から 21 文字 目まで	
α 2		記者の氏名 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 6 項 のうち、15 文字目から 18 文字 目まで	
α 1	庚文書 < 続き > 平成 28 年 8 月 26 日付 け取材対 応報告書 (事後)	実施機関の職員の印影 ○ 左記文書上部における課員 (1名分)、主任(1名分)の 印影	
		実施機関の職員の氏名 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 1 項 から第 4 欄第 1 項を 1 つとする 項目のうち、18 文字目から 21 文 字目まで	
α 2		記者の氏名 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 3 項 から第 4 欄第 3 項を 1 つとする 項目のうち、15 文字目から 18 文 字目まで	

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧			
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項
α 1	平成 28 年 8 月 2 日付け取 材対応報 告書（事 前）	実施機関の職員の印影 ○ 左記文書上部における課員（1名分）、主任（1名分）の印影	第 5 条 第 1 号 （個人識別情報）
		実施機関の職員の氏名 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 1 項のうち、18 文字目から 21 文字目まで	
記者の氏名 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 6 項のうち、1 行目 5 文字目から 8 文字目まで			
β		記者の社用電話番号、個人用電子メールアドレス ○ 左記文書表中、第 2 欄第 6 項のうち、1 行目 10 文字目から 21 文字目まで、3 行目	第 5 条 第 2 号
α 1	平成 28 年 8 月 5 日付け取 材対応報 告書（事 後）	実施機関の職員の印影 ○ 左記文書上部における課員（1名分）、主任（1名分）の印影	第 5 条 第 1 号 （個人識別情報）
		実施機関の職員の氏名 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 1 項から第 4 欄第 1 項を 1 つとする項目のうち、18 文字目から 21 文字目まで	
α 2		記者の氏名 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 3 項から第 4 欄第 3 項を 1 つとする項目のうち、18 文字目から 21 文字目まで	

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧			
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項
α 1	平成 28 年 9 月 12 日付 け取材対 応報告書 (事後)	実施機関の職員の印影 ○ 左記文書上部における主任 (1名分)の印影	第5条第1号 (個人識別情報)
		実施機関の職員の氏名 ○ 左記文書表中、第2欄第1項 から第4欄第1項を1つとする 項目のうち、18文字目から21 文字目まで	
α 2	記者の氏名 ○ 左記文書表中、第2欄第3項 から第4欄第3項を1つとする 項目のうち、18文字目から21 文字目まで		
α 1	庚文書 < 続き > 平成 28 年 8 月 15 日付 け取材対 応報告書 (事前)	実施機関の職員の印影 ○ 左記文書上部における課員 (1名分)、主任(1名分)の 印影	
		実施機関の職員の氏名 ○ 左記文書表中、第2欄第1項 のうち、18文字目から21文字 目まで	
		記者の氏名 ○ 左記文書表中、第2欄第6項 のうち、1行目5文字目から8 文字目まで	
β		記者の社用携帯電話番号 ○ 左記文書表中、第2欄第6項 のうち、3行目	第5条第2号

別表 2 < 続き >

原処分妥当非公開情報一覧				
文書区分	文書種別	非公開情報	条例適用条項	
α 1	庚文書 < 続き >	平成 28 年 8 月 22 日 付 け取材対 応報告書 (事後)	実施機関の職員の印影 ○ 左記文書上部における課員 (1 名分)、主任 (1 名分) の 印影	第 5 条 第 1 号 (個人識別情報)
			実施機関の職員の氏名 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 1 項 から第 4 欄第 1 項を 1 つとする 項目のうち、18 文字目から 21 文字目まで	
α 2			記者の氏名 ○ 左記文書表中、第 2 欄第 3 項 から第 4 欄第 3 項を 1 つとする 項目のうち、17 文字目から 20 文字目まで	

別表 3

公開すべき非公開情報一覧		
文書区分	文書種別	非公開情報
α 1	乙文書	平成 28 年 7 月 28 日 付 け通知文 実施機関の職員の印影 ○ 左記文書上部における副看護局長（2名分） の印影
	己文書	平成 28 年 8 月 24 日 付 け通知文 実施機関の職員の印影 ○ 左記文書上部における副看護局長（2名分） の印影

備考 1：行数は、文字が記載された行を上から数えたものである。ただし、甲文書、乙文書、丙文書及び己文書のメールについては、Subject と記載された行を 1 行目として行数を数えたものである。

備考 2：文字数は、当該行の記載のある文字について左から数えたもので、句読点及び記号等の表記も 1 文字として数えたものである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 29 年 11 月 20 日	○ 諮問
平成 30 年 11 月 26 日 (第 182 回部会)	○ 審議
12 月 25 日 (第 183 回部会)	○ 審議
平成 31 年 1 月 21 日 (第 184 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
入 江 直 子	元 神 奈 川 大 学 教 授	
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	部 会 員
金 子 正 史	元同志社大学大学院教授	会 長
交 告 尚 史	法 政 大 学 大 学 院 教 授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員

(平成 31 年 2 月 13 日現在) (五十音順)